

電子公告の根拠条文一覧

●会社法940条 第1項1号の規定の適用がある株式会社の公告

公告の種類	根拠規定	公告が必要な場合(概要)	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
反対株主の株式買取請求	会社法第116条 第3項及び 第4項	発行する全部の株式の内容として譲渡制限の定めを設ける定款変更をする場合	効力発生日の20日前までの日	効力発生日の前日	株主に対する通知に代わる公告
		ある種類の株式の内容として譲渡制限又は全部取得条項の定めを設ける定款変更をする場合			
	株式の併合、株式の分割、株式若しくは新株予約権の無償割当て、単元株式数についての定款変更又は株式若しくは新株予約権の株主割当てによる募集を行う場合に、ある種類の株式(種類株主総会の決議を要しない旨の定めがあるものに限る)の株主に損害を及ぼすおそれがあるとき				
	会社法第469条 第3項及び 第4項	事業譲渡等をする場合(ただし、469 I ただし書に規定する場合を除く)			
	会社法第785条 第3項及び 第4項	吸収合併等をする場合における消滅株式会社等(ただし、会社法第785条第1項1号、2号に掲げる場合を除く)			
会社法第797条 第3項及び 第4項	吸収合併等をする場合における存続株式会社等				
会社法第806条 第3項及び 第4項	新設合併等をする場合における消滅株式会社等(ただし、会社法第806条第1項1号、2号に掲げる場合を除く)	新設合併契約等についての株主総会の承認決議の日から2週間以内の日	公告の開始後20日を経過する日	株主に対する通知に代わる公告	
新株予約権買取請求	会社法第118条 第3項及び 第4項	発行する全部の株式の内容として譲渡制限の定めを設ける定款変更をする場合	定款変更日の20日前までの日	定款変更日の前日	新株予約権者に対する通知に代わる公告
		ある種類の株式の内容として譲渡制限又は全部取得条項の定めを設ける定款変更をする場合			
	会社法第777条 第3項及び 第4項	組織変更をする場合	効力発生日の20日前までの日	効力発生日の前日	
	会社法第787条 第3項及び 第4項	吸収合併等をする場合における消滅株式会社等(ただし、会社法第787条第3項各号に掲げる株式会社に限定)	効力発生日の20日前までの日	効力発生日の前日	
会社法第808条 第3項及び 第4項	新設合併等をする場合における消滅株式会社等(ただし、会社法第808条第3項各号に掲げる株式会社に限定)	新設合併契約等についての株主総会の承認決議等の日から2週間以内の日	公告の開始後20日を経過する日		
基準日	会社法第124条 第3項	基準日を定めた場合(ただし、会社法第124条第3項ただし書に規定する場合を除く)	当該基準日の2週間前までの日	当該基準日	
取得条項付株式の取得	会社法第168条 第2項及び 第3項	取得条項付株式の取得について、取得する日を定めた場合	取得する日の2週間前までの日	取得する日	株主及び登録株式質権者に対する通知に代わる公告
	会社法第169条 第3項及び 第4項	取得条項付株式の一部を取得する場合に、その取得する株式を決定したとき	決定後直ちに	公告の開始後2週間を経過する日	
株式の併合	会社法第181条 第1項及び 第2項	株式の併合をする場合	効力発生日の2週間前までの日	効力発生日	
募集株式の発行等に係る募集事項の決定	会社法第201条 第3項及び 第4項	公開会社が取締役会の決議によって募集株式の発行等に係る募集事項を定めた場合	払込期日等の2週間前までの日	払込期日等	株主に対する通知に代わる公告
株券を発行する旨の定款の定めを廃止	会社法第218条 第1項	株券発行会社が株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更をする場合(下欄の場合を除く)	定款変更日の2週間前までの日	定款変更日の前日	公告+株主及び登録株式質権者に対する通知
	会社法第218条 第3項及び 第4項	株券発行会社が株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更をする場合(全部の株式について株券を発行していない場合に限る)			株主及び登録株式質権者に対する通知に代わる公告
株券提出公告	会社法第219条 第1項	株券発行会社が、譲渡制限の定めを設ける定款変更をする場合	効力発生日の1ヶ月前までの日	効力発生日の前日	公告+株主及び登録株式質権者に対する通知
		株券発行会社が、株式の併合をする場合			
		株券発行会社が、全部取得条項付種類株式の取得をする場合			
		株券発行会社が、取得条項付株式の取得をする場合			
		株券発行会社が、組織変更をする場合			
		株券発行会社が、合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る)をする場合			
		株券発行会社が、株式交換をする場合			
株券発行会社が、株式移転をする場合					

公告の種類	根拠規定	公告が必要な場合(概要)	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
新株予約権の発行に係る募集事項の法定	会社法第240条 第2項及び 第3項	公開会社が取締役会の決議によって新株予約権の発行に係る募集事項を定めた場合	割当日の2週間前までの日	割当日	株主に対する通知に代わる公告
取得条項付新株予約権の取得	会社法第273条 第2項及び 第3項 会社法第274条 第3項及び 第4項	取得条項付新株予約権の取得について、取得する日を定めた場合 取得条項付新株予約権の一部を取得する場合に、その取得する新株予約権を決定したとき	取得する日の2週間前までの日 決定後直ちに	取得する日 公告の開始後2週間を経過する日	新株予約権者及び登録新株予約権買権者に対する通知に代わる公告
新株予約権証券提出公告	会社法第293条 第1項	株式会社が新株予約権証券を発行している場合に、取得条項付新株予約権の取得をするとき 株式会社が新株予約権証券を発行している場合に、組織変更をするとき 株式会社が新株予約権証券を発行している場合に、合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る)をするとき 株式会社が新株予約権証券を発行している場合に、会社分割をするとき 株式会社が新株予約権証券を発行している場合に、株式交換をするとき 株式会社が新株予約権証券を発行している場合に、株式移転をするとき	効力発生日の1ヶ月前までの日	効力発生日の前日	公告+新株予約権者及び登録新株予約権買権者に対する通知
無記名式の社債券を発行している場合の社債権者集会の招集の通知	会社法第720条 第4項	社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合に、社債権者集会を招集するとき	社債権者集会の日の3週間前までの日	社債権者集会の日	社債発行会社の公告方法による(ただし、その方法が電子公告である場合に、招集者が社債発行会社でないときは、官報公告による)
株式会社の組織変更計画の承認等	会社法第776条 第2項及び 第3項	組織変更をする場合	効力発生日の20日前までの日	効力発生日	登録株式質権者及び登録新株予約権買権者に対する通知に代わる公告
効力発生日の変更(組織変更)	会社法第780条 第2項	組織変更の効力発生日を変更する場合	変更前(又は変更後)の効力発生日の前日までの日	変更前(又は変更後)の効力発生日	
吸収合併契約等の承認等	会社法第783条 第5項及び 第6項	吸収合併等をする場合における消滅株式会社等	効力発生日の20日前までの日	効力発生日	登録株式質権者及び登録新株予約権買権者に対する通知に代わる公告
効力発生日の変更(吸収合併等)	会社法第790条 第2項	吸収合併等の効力発生日を変更する場合	変更前(又は変更後)の効力発生日の前日までの日	変更前(又は変更後)の効力発生日	

●会社法940条 第1項1号の規定の適用がある持分会社の公告

公告の種類	根拠規定	公告が必要な場合(概要)	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
無記名式の社債券を発行している場合の社債権者集会の招集の通知	会社法第720条 第4項	社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合に、社債権者集会を招集するとき	社債権者集会の日の3週間前までの日	社債権者集会の日	社債発行会社の公告方法による日(ただし、その方法が電子公告である場合に、招集者が社債発行会社でないときは、官報公告による)
効力発生日の変更(組織変更)	会社法第780条 第2項及び 会社法第781条 第2項	組織変更の効力発生日を変更する場合	変更前(又は変更後)の効力発生日の前日までの日	変更前(又は変更後)の効力発生日	
効力発生日の変更(吸収合併等)	会社法第790条 第2項及び 会社法第793条 第2項	吸収合併等の効力発生日を変更する場合	変更前(又は変更後)の効力発生日の前日までの日	変更前(又は変更後)の効力発生日	

●会社法940条 第1項3号の規定の適用がある株式会社の公告

公告の種類	根拠規定	公告が必要な場合(概要)	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
債権者の異議	会社法第449条 第3項	資本金又は準備金の額を減少する場合	1ヶ月以上の異議申立期間の初日までの日	1ヶ月以上の異議申立期間の末日	知れている債権者に対する個別催告を省略するための公告
	会社法第779条 第3項	組織変更する場合			
	会社法第789条 第3項	吸収合併等をする場合の消滅株式会社等			
	会社法第799条 第3項	吸収合併等をする場合の存続株式会社等			
会社法第810条 第3項	新設合併等をする場合の消滅株式会社等				
株式の競売等における利害関係人の異議	会社法第198条 第1項	株式の競売・売却をする場合	3ヶ月以上の異議申立期間の初日までの日	3ヶ月以上の異議申立期間の末日	公告+当該株式の株主及び登録株式質権者に対する個別催告
株券の提出をすることができない場合	会社法第220条 第1項	上欄の場合に、株券を提出することができない者から請求があるとき			
取締役(会)による役員等の責任の一部免除	会社法第426条 第3項	定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する取締役の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)をした場合	同意等の後遅滞なく	1ヶ月以上の異議申立期間の末日	公告又は株主に対する通知(公開会社でない場合、不可)

●会社法940条 第1項3号の規定の適用がある持分会社の公告

公告の種類	根拠規定	公告が必要な場合(概要)	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
債権者の保護	会社法第627条 第3項	合同会社が資本金の額を減少する場合	1ヶ月以上の異議申立期間の初日までの日	1ヶ月以上の異議申立期間の末日	知れている債権者に対する個別催告を省略するための公告
	会社法第635条 第3項	合同会社の社員の退社に伴う持分の払戻しをする場合			知れている債権者に対する個別催告を省略するための公告(ただし、2ヶ月以上の異議申立期間を必要とする場合は不可)
	会社法第670条 第3項	任意清算による場合	解散の日(解散後に財産の処分の方法を定めた場合は、当該日)から2週間以内の日		知れている債権者に対する個別催告を省略するための公告
	会社法第781条 第2項及び会社法第779条 第3項	合同会社が組織変更をする場合	1ヶ月以上の異議申立期間の初日までの日		知れている債権者に対する個別催告を省略するための公告(合名会社又は合資会社においては不可)
	会社法第793条 第2項及び会社法第789条 第3項	吸収合併をする場合の吸収合併消滅持分会社又は吸収分割をする場合の吸収分割合同会社			知れている債権者に対する個別催告を省略するための公告(吸収合併存続会社が株式会社又は合同会社である場合、合名会社又は合資会社においては不可)
	会社法第799条 第3項及び会社法第802条 第2項	吸収合併等をする場合の存続株式会社等			知れている債権者に対する個別催告を省略するための公告
	会社法第810条 第3項及び会社法第813条 第2項	新設合併をする場合の新設合併消滅持分会社又は新設分割をする場合の新設分割合同会社			知れている債権者に対する個別催告を省略するための公告(新設合併設立会社が株式会社又は合同会社である場合、合名会社又は合資会社においては不可)

●会社法940条 第1項4号の規定の適用がある株式会社の公告

公告の種類	根拠規定	公告が必要な場合(概要)	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
株主との合意による自己株式の取得	会社法第158条 第1項及び第2項	株主との合意によって自己株式の取得をする場合	取得価格等の決定後	公告の開始後1ヶ月を経過する日	株主に対する通知に代わる公告(ただし、公開会社の場合に限る)
取得条項付株式の取得	会社法第170条 第3項及び第4項	取得条項付株式の取得事由が生じた場合	取得事由が生じた後遅滞なく		株主及び登録株式質権者に対する通知に代わる公告
単元株式数の変更等	会社法第195条 第2項及び第3項	取締役の決定又は取締役会の決議により、単元株式数の減少又は単元株式数の定めを廃止する定款変更をした場合	定款変更日以降遅滞なく		株主に対する通知に代わる公告
取得条項付新株予約権の取得	会社法第275条 第4項及び第5項	取得条項付新株予約権の取得事由が生じた場合	取得事由が生じた後遅滞なく		新株予約権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告
社債管理者の事務の承認	会社法第714条 第4項	社債発行会社が事務を承継する社債管理者を定めた場合等	社債管理者を定める等した後遅滞なく		公告+知れている社債権者に対する個別通知
社債権者集会の決議に対する裁判所による認可等の決定	会社法第735条	社債権者集会の決議の認可又は不認可の決定があった場合	決定後遅滞なく		-
新設合併契約等の承認	会社法第804条 第4項及び第5項	新設合併等をする場合における消滅株式会社等	新設合併契約等についての株主総会の承認決議等の日から2週間以内の日		登録株式質権者及び登録新株予約権者質権者に対する通知に代わる公告
責任追及等の訴え	会社法第849条 第4項	株式会社が責任追及等の訴えを提起したとき等	訴えを提起した等の後遅滞なく		公告又は株主に対する通知(公開会社でない場合、不可)

●会社法940条 第1項4号の規定の適用がある持分会社の公告

公告の種類	根拠規定	公告が必要な場合(概要)	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
社債管理者の事務の承認	714条4項	社債発行会社が事務を承継する社債管理者を定めた場合等	社債管理者を定める等した後遅滞なく	公告の開始後1ヶ月を経過する日	公告+知れている社債権者に対する個別通知
社債権者集会の決議に対する裁判所による認可等の決定	735条	社債権者集会の決議の認可又は不認可の決定があった場合	決定後遅滞なく		